多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和7年3月28日

多久市長 横尾 俊彦

多久市規則第4号

1.0

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規 則

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年多久市規則第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2中10の項を次のように改める。

中学校就学の始期に達するまで 1の年において5日(子が2人 育する職員が、その子の看護等 (負傷し、若しくは疾病にかか ったその子の世話、疾病の予防 を図るためにその子に予防接種 又は健康診断を受けさせること 若しくは学校保健安全法(昭和 33年法律第56号)第20条 の規定による学校の休業その他 これに準ずるものとして次に掲 げる事由に伴うその子の世話を 行うこと又はその子の教育若し

の子(配偶者の子を含む。)を養 以上の場合にあっては、10日) の範囲内の期間

くは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 学校保健安全法第19 条の規定による出席停止

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。